掛川市条例第26号

掛川市森の都ならここの里条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市森の都ならここの里条例の一部を改正する条例

掛川市森の都ならここの里条例(平成17年掛川市条例第117号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあって は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分 に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改 正 後		
(ならここの里の施設)	(ならここの里の施設)		
第3条 ならここの里の施設は、次に掲げるもの	第3条 ならここの里の施設は、次に掲げるもの		
とする。	とする。		
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1)\sim(4)$ (略)		

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 工作室
- (6) 林業協業活動拠点施設
- (7) 温泉会館
- (8) コインシャワー
- (9) 森林科学館
- (10) 広場
- (11) 管理棟
- (12) 前各号に掲げる施設に附帯する施設 (利用料金)

第9条

第3条第1号から第8号までに掲げる施設を 使用する者は、指定管理者に対し、当該施設の 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を 支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただ $\boxed{3}$ 利用料金は、前納しなければならない。ただ し、指定管理者が特別の理由があると認めると きは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内 において、あらかじめ市長の承認を得て、指定 管理者が定めるものとする。

- (5) 林業協業活動拠点施設
- (6) 温泉会館
- (7) コインシャワー
- (8) 森林科学館
- (9) 広場
- (10) 管理棟
- (11) 前各号に掲げる施設に附帯する施設 (利用料金)
- 第9条 ならここの里の施設(第3条第6号及び 第7号を除く。)に入場しようとする者は、指定 管理者に対し、ならここの里の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)を支払わなければ ならない。
- 2 第3条第1号から<u>第7号</u>までに掲げる施設を 使用する者は、指定管理者に対し、当該施設の 利用料金を支払わなければならない。
- し、指定管理者が特別の理由があると認めると きは、この限りでない。
- 4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあって は別表第1に定める金額の範囲内において、第 2項の利用料金にあっては別表第2及び別表第 3に定める金額の範囲内において、あらかじめ 市長の承認を得て、指定管理者が定めるものと する。

別表を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

区	分	単 位	金	額	
入場に係る利用料金	中学生	1人 宿泊			500円
	以上	(連泊時も一律)			
		1人 日帰り			250円
	3歳以上小学生以下				150円

備考

- 1 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第9条関係)

				金額				
	X	区 分		単 位	繁忙期	土曜・日曜・祝日	平日	
					糸[L为]	(繁忙期を除く。)	(繁忙期を除く。)	
バ	S棟		宿泊	1棟1泊	7,500円	6,700円	4,800円	
ン			日帰り	1棟1日	5,200円	4,600円	3,300円	
ガロ	A棟	ウッドデッキなし	宿泊	1棟1泊	6,000円	5,400円	3,800円	
			日帰り	1棟1日	4,200円	3,700円	2,600円	
		ウッドデッキ付き	宿泊	1棟1泊	8,500円	7,600円	5,400円	
			日帰り	1棟1日	5,900円	5,300円	3,700円	
	C棟		宿泊	1棟1泊	9,000円	8,100円	5,700円	
			日帰り	1棟1日	6,300円	5,600円	4,000円	
	K棟		宿泊	1棟1泊	11,000円	9,900円	7,000円	
			日帰り	1棟1日	7,700円	6,900円	4,900円	
	N棟		宿泊	1棟1泊	4,700円	4,200円	3,000円	
			日帰り	1棟1日	3,200円	2,800円	2,000円	
丰	/ .	『学生以上(車両	宿泊	1人	1,250円		1,000円	
ヤ	_	.5m×5.5m以下)	日帰り		800円		700円	
ンプ	 	字生以上(車両3	宿泊		3,600円		2,800円	
サ	7 m	n×7m以下)	日帰り		2,500円		1,900円	
イ	m×9m以下) E 3歳以上小学生以下 宿		宿泊		6,100円		4,800円	
1			日帰り		4,200円	3,300円		
			宿泊		500円			
			日帰り		300円			
	林間区	区画サイト	宿泊	1区画1泊	4,000円	3,600円	2,500円	
			日帰り	1 区画 1 日	2,800円	2,500円	1,700円	
	AC電	記源付サイト	宿泊	1 区画 1 泊	5,500円	4,900円	3,500円	
			日帰り	1 区画 1 日	3,800円	3,400円	2,400円	
コラ	テージ	(12人以下)		1棟1泊	24,000円	21,600円	15,300円	
テニスコート林業協業大会議室午前活動拠点和室(16畳)午後		1面1時間			300円			
			1部屋			2,930円		
						2,930円		
施記	艾	和室(14畳)	夜間				2,930円	
			1泊				10,470円	
		料理実習室		半日			2,930円	

備考

- 1 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。
- 3 「繁忙期」とは、年末年始その他繁忙期として規則で定める期間をいう。
- 4 バンガローには、普通乗用自動車以下の車両1台の駐車スペースを含む。
- 5 林間区画サイト及びAC電源付サイトには、区画サイトに収納可能な車両1台の駐車スペースを含む。
- 6 コテージには、区画サイトに収納可能な車両2台の駐車スペースを含む。
- 7 学校その他規則で定める施設が、教育課程の一環として使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。

別表第3 (第9条関係)

区	分	単 位	金額
温泉会館	中学生以上	1人1回	700円
	3歳以上小学生以下		300円
回数券		11枚綴り	7,000円
コインシャワー	小学生以上	1人1回	100円

備考

- 1 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の掛川市森の都ならここの里条例の規定は、施行日以後における利用料金について適用し、 施行日前における利用料金については、なお従前の例による。